

広島県告示第千三百十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所三原支所において、令和五年十二月二十八日までの間、縦覧に供する。

令和五年十二月十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

西浦三庄田熊線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
	新	旧			
尾道市因島三庄町字浜畑一五二六番五地先から 尾道市因島三庄町字小用三三四二番二地先まで	新	旧	一六・〇〇〇 一六・〇〇〇	一、二四三・〇〇	拡幅
	新	旧	二六・〇〇〇 一六・〇〇〇	〇〇	
尾道市因島三庄町字小用三三四二番二地先から 尾道市因島三庄町字小用三三四九番一四地先まで	新	旧	七・〇〇〇 三・〇〇〇	一〇〇・〇〇〇	ダブルウェイ
	新	旧	一六・〇〇〇 二〇・〇〇〇	七〇・〇〇	
尾道市因島三庄町字小用三三四九番一四地先から 尾道市因島三庄町字小用三三四九番五地先まで	新	旧	一六・〇〇〇 一六・〇〇〇	三九・〇〇	拡幅
	新	旧	七・〇〇〇 八・〇〇〇	三九・〇〇	